

第1章 整備基本構想策定の経緯と目的

1.1 整備基本構想策定の経緯

丸岡城は福井平野の北、狭義の坂井平野東部に立地する、「城山」と呼称している独立丘陵を中心に曲輪を配置した平山城である。天正3（1575）年に越前一向一揆を平定した織田信長は、重臣の柴田勝家に越前支配を命じ、勝家の甥とされる柴田勝豊に一向一揆の拠点であった豊原を守らせた。この勝豊が豊原を出て、天正9（1581）年までに現在地に築城したのが丸岡城である。その後勝豊は長浜城に移り、丸岡城には青山修理亮、安井左近、今村盛次らを経て慶長18（1613）年に本多成重が入城した。成重入城当時は福井藩の付け城的存在であったが、元和9（1623）年の福井藩2代藩主・松平忠直の改易により丸岡藩初代藩主・成重の居城となった。その後本多家は家内騒動により元禄8（1695）年に改易され、有馬氏が延岡藩から糸魚川を経て入封し、明治維新を迎える。

明治以降、建物や敷地、立ち木に至るまで売却され、天守を除いて除却された。堀は徐々に埋め立てられ、現在は外堀の一部が水路として残っているほか、内堀の形状は道路などの町割に引き継がれている。また、主要な曲輪は城山に残っている。なお、唯一除却を免れた天守は、昭和9（1934）年に国宝保存法に基づき国宝に指定されたが、昭和25（1950）年に施行された文化財保護法により重要文化財に指定された。

丸岡城跡周辺は都市公園法に基づき都市公園「霞ヶ城公園」として昭和30（1955）年に登録され、今日まで公園としての整備・活用が図られてきた。また、坂井市は平成20（2008）年に『坂井市景観計画』を策定し、丸岡城周辺を城周辺地区特定景観計画区域に指定して景観の保全に努めてきた。令和3（2021）年度には『丸岡城周辺整備基本計画』を策定して、将来内堀の範囲を含めた復元整備等を掲げている。その他、一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会が平成30（2018）年3月に『丸岡城周辺賑わいのまちづくりビジョン』を策定し、天守を核とした観光まちづくりを目指した施策を掲げている。

一方で、丸岡城跡の範囲は史跡に指定されておらず、文化財として保存・活用するための整備の方向性や枠組み等は定められてこなかった。そこで、丸岡城は天守だけではなく、城山やその周辺から構成された城郭であることを踏まえ、これらを一体的に捉えることで丸岡城跡の文化財的価値を形成する観点から、城山に残る丸岡城の遺構の保存と活用に向けた整備を行うこととなった。

重要文化財である天守については、令和6（2024）年10月に『重要文化財（建造物）丸岡城天守 保存活用計画』（以下、「保存活用計画」）を策定し、保存活用計画第3章で天守周辺の環境保全計画や活用計画を記載している。そこで、この環境保全計画や活用計画と整合を図り、すでに事業が進行している『丸岡城周辺整備基本計画』に留意した丸岡城城山の整備基本構想（以下、「本構想」）を策定することとなった。

1. 2 整備基本構想策定の目的

丸岡城城山はこれまで都市公園としての整備・活用が図られてきたが、丸岡城跡としての文化財的価値を保存・活用するための整備はほとんど行われてこなかった。

本構想では、丸岡城跡の文化財的価値を整理しつつ、その価値を保存・活用するための城山整備の理念や方針を示すことを目的とする。

1. 3 構想の対象範囲と期間

本構想の対象範囲は、城山である本丸、松ノ丸及びその周辺とし、図 1-1 に示す範囲とする。

本構想は令和 6（2024）年度で策定し、令和 7～8（2025～2026）年度で本構想を踏まえた整備基本計画を策定する予定である。そのため、本構想の対象となる整備期間は令和 9～38（2027～2056）年度の 30 年間とする。



図 1-1. 本構想の対象範囲

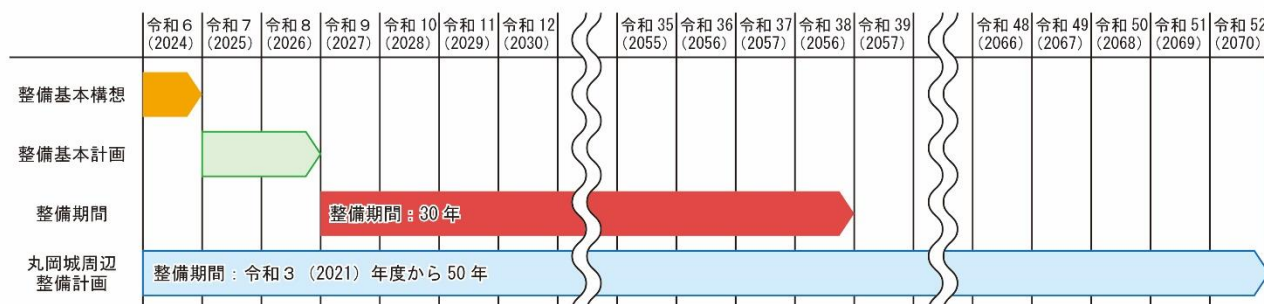


図 1-2. 本構想の対象期間

1. 4 委員会の設置

本構想の策定にあたり、学識経験者や市民団体から構成した丸岡城城山整備基本計画策定委員会を設置し、坂井市教育委員会文化課が事務局を担った。

表 1-1. 委員

	氏名	所属等	分野
委員長	仁科 章	坂井市文化財保護審議会 副会長	考古学
副委員長	吉田 純一	福井工業大学 客員教授	建築史
委員	中井 均	滋賀県立大学 名誉教授	考古学
委員	丸山 宏	名城大学 名誉教授	景観・造園
委員	松浦 義則	福井大学 名誉教授	文献史学
委員	牧野 行治	前 福井教育総合研究所 所長	文献史学
委員	高嶋 信博	一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会 副理事	地元代表

(敬称略)

表 1-2. オブザーバー

所属等
公益財団法人丸岡文化財団
福井県教育庁生涯学習・文化財課

表 1-3. 策定事務局

氏名	役職
林田 裕治	坂井市役所建設部次長兼都市計画課長
谷根 康弘	坂井市役所産業政策部観光交流課長
林 晃司	坂井市教育委員会事務局教育長
中田 誠一郎	坂井市教育委員会教育部長
井尻 三千代	坂井市教育委員会教育部次長兼文化課長
北林 周記	坂井市教育委員会文化課丸岡城国宝化推進室室長
前田 英邦	坂井市教育委員会文化課参事
堤 徹也	坂井市教育委員会文化課学芸員
角 明浩	坂井市教育委員会文化課丸岡城国宝化推進室学芸員
小林 美土里	坂井市教育委員会文化課学芸員

表 1-4. 計画策定の経緯

年月日	会議等
令和6（2024）年7月1日	第1回丸岡城城山整備基本計画策定委員会
令和6（2024）年11月15日	第2回丸岡城城山整備基本計画策定委員会
令和7（2025）年2月27日	第3回丸岡城城山整備基本計画策定委員会

○丸岡城城山整備基本計画策定委員会設置要綱

令和6年3月25日
教育委員会告示第9号

(設置)

第1条 丸岡城城山の整備指針となる丸岡城城山整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の策定に関し、必要な事項を調査検討するため、丸岡城城山整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、整備基本計画の策定に関し次の事項を調査及び検討する。

- (1) 丸岡城城山の整備基本構想に関すること。
- (2) 丸岡城城山の整備の基本方針及び整備内容に関すること。
- (3) その他整備基本計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から整備基本計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化課丸岡城国宝化推進室において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

1. 5 上位・関連計画

本構想は、坂井市の最上位計画である「第二次坂井市総合計画」が示す坂井市全体の将来像を踏まえ、「第二次坂井市まち・ひと・しごと創成総合戦略」や教育分野の上位計画となる「第二次坂井市教育振興基本計画」、坂井市の文化財行政における最上位計画となる「坂井市文化財保存活用地域計画」、坂井市の歴史的風致の維持向上を目指した「坂井市歴史的風致維持向上計画」に即して策定する。加えて、「坂井市都市計画マスタープラン」のほか、庁内関係各課が策定等した各種計画、令和6（2024）年に策定した「重要文化財（建造物）丸岡城天守 保存活用計画」と整合を図りながら策定する。また丸岡城周辺の整備に関する計画である「丸岡城周辺整備基本計画」や「丸岡城周辺賑わいのまちづくりビジョン」とも連携・調整を図るものとする。なお、本構想を踏まえた「丸岡城城山整備基本計画」は令和8（2026）年度に策定する予定である。

上位・関連計画の中で本構想の計画対象範囲に関わりのある内容は後出の表 1-5 で整理した。

上位計画

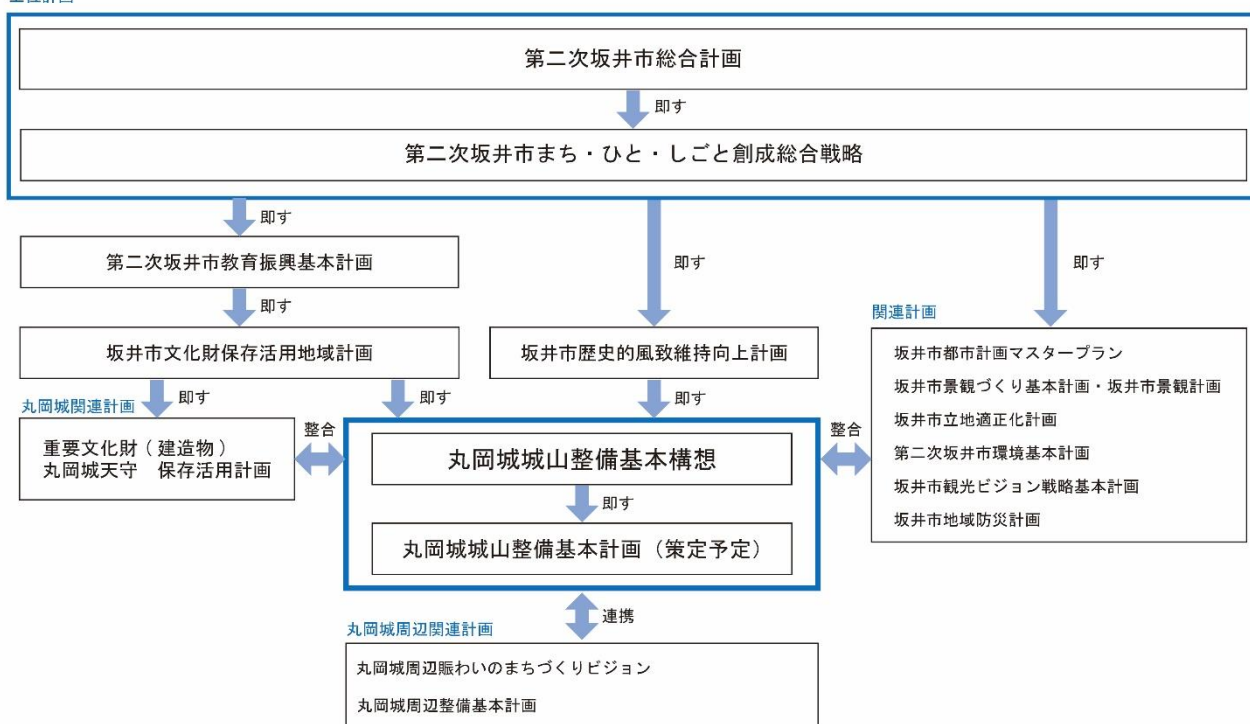


図 1-3. 上位・関連計画との位置づけ

1. 5. 1 上位計画

（ア）第二次坂井市総合計画 令和2（2020）年3月

計画期間：令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）

まちづくりの基本は「ひと」とであるという姿勢のもと、「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」を将来像として掲げ、施策の実行には「ひと」を育てる視点、「住みよさ」を高める視点、「多様性」を活かして発展していく視点の3つの視点を設けている。将来像達成のための3つの視点にある「多様性」では、市内の地域固有の歴史と文化を背景に、個性ゆたかな地域から成り立つまちの「多様性」を活かした取組みの重要性が掲げられている。また6つの施策分野を設定し、必要に応じて各施策分野を横断して戦略的に取組むとしている。

6つの施策分野のうち「教育分野」では、文化財の保存と活用を方針に掲げ、丸岡城については、学術調査成果をもとに、市民と文化財としての価値を共有し、丸岡城天守や周辺部「城郭・丸岡城」の文化財としての価値の確立と観光資源としての評価向上に取り組むとしている。

(イ) 第二次坂井市まち・ひと・しごと創成総合戦略 令和6（2024）年3月改訂

計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

総合計画に掲げる将来像の実現のため、坂井市に豊富にある彩り豊かな自然環境、歴史、伝統文化など、地域の個性や宝となる地域資源を有効に活用しながら、地域の特性に即した対応や各政策分野の取組みを展開していくものとしている。

総合計画で挙げられた6つの施策分野のうち「教育分野」では、総合計画と同様に丸岡城については、天守や周辺部「城郭・丸岡城」の文化財としての価値の確立と観光資源としての評価向上に取り組むとしている。

(ウ) 第二次坂井市教育振興基本計画 令和3（2021）年3月

計画期間：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

教育の基本目標に「豊かな心と生きる力を育み、未来を拓く都市づくり」一人の心は、人を支え、人を育てる―」を掲げ、この基本目標を達成するための7つの基本計画を挙げている。

7つの基本計画のうち「6 歴史的資源の継承と活用」では、丸岡城については、学術調査成果をもとに、市民と文化財としての価値を共有するとともに、丸岡城天守や周辺部「城郭・丸岡城」の文化財としての価値の向上に取り組むとしている。

(エ) 坂井市文化財保存活用地域計画 令和4（2022）年7月

計画期間：令和4（2022）年度～令和13（2031）年度

文化財保護法に基づき、市域の文化財の保存・活用に関するマスタープランおよびアクションプランとして策定した。

将来像として、「～かたろう つなごう ひろげよう～ 川でつながる海・山・里・坂井平野で育まれたふるさとの宝を未来へ」を掲げ、みつける・つたえる・はぐくむ・まもる・つなげる・ひろげるの6つの基本方針のもと、市民や地域社会をはじめ、行政、事業者、専門家など様々な主体が「ふるさと坂井のおたから」という共有財産を保存・活用することにより歴史文化を活かしたまちづくりを進め、「歴史文化の継承と発展」と「地域への誇りと愛着の醸成」の好循環（「歴史文化の好循環」）を生み出していくことを目指している。

関連文化財群「⑥丸岡城下町の形成と丸岡藩ゆかりの文化」における重点事業としておたからをめぐるパンフレットや周遊ルートの作成を掲げており、まちづくり協議会などと連携し、丸岡城周辺のおたからを巡るパンフレットやルートなどを作成し、教育や観光などの様々な分野で活用するとしている。また文化財保存活用区域「C 丸岡城下町地区文化財保存活用区域」における取組みとして、おたから説明看板・観光地等サインの整備と観光地等における二次交通の強化を行うとしている。

(オ) 坂井市歴史的風致維持向上計画 令和6（2024）年3月

計画期間：令和6（2024）年度～令和15（2033）年度

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史文化を生かしたまちづくりをより強く推し進めていくことを目的として策定した。

歴史的風致の維持及び向上に関する5つの方針を掲げ、6つの歴史的風致重点区域を定めている。

丸岡城城下町など丸岡城周辺を丸岡城周辺重点区域に定め、丸岡城天守周辺では、内堀推定地内の公園・広場の一体的な整備を進め、地区のシンボルとしての天守の景観を守るとしている。また歴史

その価値を再評価し、次代に残す必要があるとしており、景観づくりの基本目標として「雄大な自然、培われた歴史文化を大切に守り育てる」「暮らしに身近な景観を美しく」「坂井市のイメージを高めるシンボル景観の形成」「市民の誇りと愛着を育む感動の景観まちづくり」の4つを掲げている。

「坂井市景観計画」は、「坂井市景観づくり基本計画」に定める景観形成の目標等を実現するため、景観法に基づき、具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて、地域の景観特性に配慮しながら定めている。景観づくりの基本理念を「目を閉じて思い浮かぶ美しいふるさと坂井」に掲げている。多彩な坂井市の景観特性を踏まえ、美しいふるさと坂井景観を創造するため対象区域を坂井市全域としている。また湊町地区および城周辺地区を特定景観計画区域に指定し、区域ごとに届出対象行為や行為ごとの景観形成基準を定めている。



図 1-5. エリアごとの景観 【出典：『坂井市景観計画』2008 より】

(ウ) 坂井市立地適正化計画 令和 4（2022）年 3 月

「坂井市都市計画マスタープラン」を踏まえ、今まで以上にコンパクトなまちづくりを進め、市民の暮らしやすさを高めることを目的に策定されている。

「希望につながる多核ネットワーク都市～4つの核とネットワークによる安全で持続可能なまちづくり～」をまちづくりの方針としている。用途地域が指定され、商業・医療・福祉・子育てなどの各種機能も集積している4つの市街地（三国、丸岡、春江、坂井の各市街地）を中心とするまちづくりを進めるための施策や誘導方針を定めている。

(エ) 第二次坂井市環境基本計画 令和 3（2021）年 3 月

計画期間：令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度

目指すべき環境像「彩り豊かな自然を育む ひと まち さかい」を目指すべく5つの行動方針を設定している。その5つの方針の一つに、「豊かな自然と歴史資源の保全・育成」を設定している。各地区の自然に培われた歴史・文化を後世に残していくための環境保全施策を推進し、豊かな自然と歴史環境を守り育てていく取組みを示している。

(オ) 坂井市観光ビジョン戦略基本計画 平成 31 (2018) 年 3 月

計画期間：平成 31 (2018) 年度～令和 5 (2023) 年度

北陸新幹線敦賀延伸開業、大阪・関西万博開催等を見据え、戦略的で効果的な観光振興の施策を展開していくために策定された。基本コンセプトを「彩り豊かな歳時記で 住む人も訪れる人も 笑顔あふれる観光交流のまち」とし、磨く・結ぶ・広げる・伝える・育てるの 5 つの方針で、8 つの方向性、20 の施策が挙げられている。

既存観光地の施策として、丸岡城と周辺エリアの魅力向上が挙げられ、天守の国宝化に向けた取り組み活動を推進させながら、日本一短い手紙「一筆啓上賞」との連携、特産品販売やそば打ち体験が楽しめる休憩所「一筆啓上茶屋」の再整備、城周辺に点在する史跡をめぐる町歩きの楽しさ創出などにより、丸岡城とその周辺の魅力向上を目指すとしている。

(カ) 坂井市地域防災計画 令和 4 (2022) 3 月修正

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき坂井市防災会議が策定した。地域における災害予防、災害応急対策および復旧・復興等に関する内容を定めている。文化課は、災害対策本部における教育施設・文化班として「所管施設の被害調査及び応急対策」、「災害時の文化財の保護、被害調査及び応急対策」に体制づけられている。

災害予防計画及び震災予防計画の火災予防計画では、文化財火災予防対策として、火災・風水害・雪害の予防体制や防火施設の整備強化を示している。また、災害応急対策計画及び震災応急対策計画では、災害が発生した場合の文化財の保護対策を示している。

1. 5. 3 丸岡城関連計画

(ア) 重要文化財（建造物）丸岡城天守 保存活用計画 令和 6 (2024) 年 10 月

計画期間：令和 6 (2024) 年度～令和 13 (2031) 年度

丸岡城天守の文化財的価値を損なうことなく後世へ継承して、丸岡城天守が坂井市の文化的、経済的發展に果たしてきた役割を高め、坂井市民並びに市外からの来城者が丸岡城天守の価値を最大限享受できるように対処すべき課題を整理し、保存と活用に必要な事項をまとめることを目的として策定した。

丸岡城天守の保護や活用の経緯を整理し、丸岡城天守を適切に保存・活用していくための今後の方針と対策を、保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画に分けて記載している。

環境保全計画にて、丸岡城天守周辺の遺構保護や歴史的景観としての整備、城跡としての価値の向上、市民の憩いの空間の創出を基本方針に定めている。

1. 5. 4 丸岡城周辺関連計画

(ア) 丸岡城周辺賑わいのまちづくりビジョン 平成 30 (2018) 年 3 月

計画期間：平成 30 (2018) 年度から 50 年間

後世に残していくべき宝（文化財）としての丸岡城の維持・保存と、それを活用した観光まちづくりを共存させ、天守の魅力や価値を高めるとともに、私たち住民の暮らしをより良く豊かにしていくための拠り所になるものとして、一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会が策定した。50 年後に実現したい未来を掲げ、その未来を実現するために、まずは 10 年間で目指していきたいまちづく

りの理念を「丸岡らしさをつくり、丸岡城もまちも次世代につなぐ」としている。また理念に基づいた基本方針を5つ定めている。

(イ) 丸岡城周辺整備基本計画 令和3（2021）年8月

計画期間：令和4（2022）年度から50年間

丸岡城の歴史的、文化財的価値を高めながら、地域コミュニティの醸成と周遊性の向上を目指す魅力ある観光地を実現するために、丸岡城周辺の観光まちづくりにおいて、将来を見据え大きな方向性を新たに打ち出すものである。

将来像実現のための方針として、公共施設の再配置、歴史的価値の継承と未来の価値創造の両立、周遊性のあるエリアづくり、民有地とその活用、歴史文化を踏まえたまちづくりの公民共創での推進とし、50年後を見据え、短期（5年間）、中期（15年間）、長期（30年間）の段階的な取組を示している。

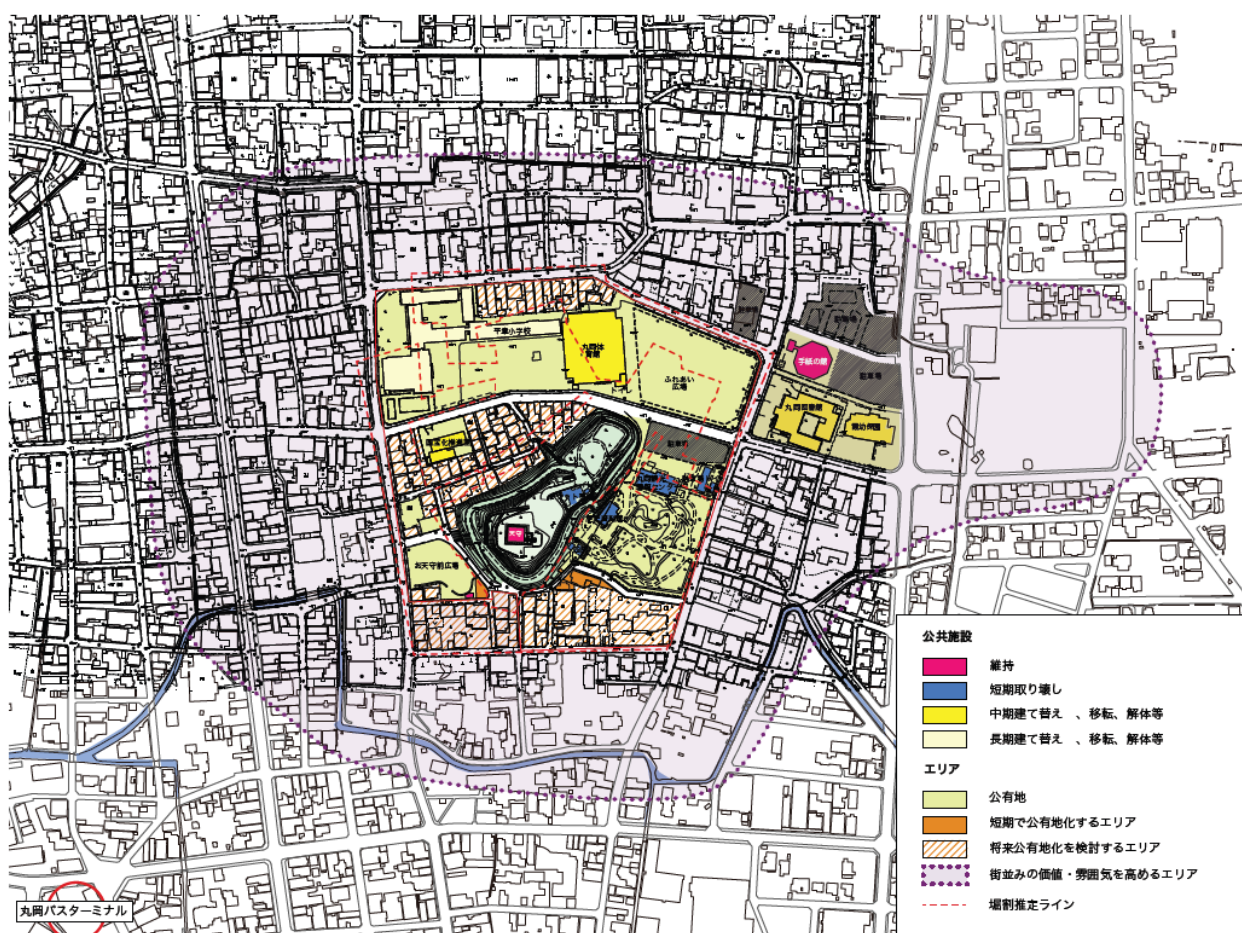


図 1-6. 整備基本方針図 【出典：『丸岡城周辺整備基本計画』2021 より】

表 1-5. 上位・関連計画一覧表

上位・関連計画名 および計画期間	計画対象範囲と関わりのある施策等
第二次坂井市総合計画 （令和 2（2020）年 3 年策定） 計画期間： 令和 2（2020）年度～ 令和 11（2029）年度	■文化財の保存と活用 ・丸岡城の学術調査の成果をもとに、市民と文化財としての価値を共有するとともに、丸岡城天守や周辺部「城郭・丸岡城」の文化財としての価値の確立と観光資源としての評価の向上に取り組む。 ■観光資源・地域資源の魅力向上と多様な観光ニーズへの対応 ・丸岡城や三国湊、竹田地区などの文化財や地域資源を磨き上げ、観光資源としての有効活用を図り、魅力的な快適な観光地づくりを進める。 ■観光情報の整理と効果的な発信 ・全国に丸岡城を PR するとともに、日本一短い手紙の館や一筆啓上茶屋とも連携し、桜やそばなどの季節ごとの情報発信を推進する。
第二次坂井市まち・ひと・しごと創成総合戦略 （令和 6（2024）年 3 月改訂） 計画期間： 令和 2（2020）年度～ 令和 6（2024）年度	■丸岡城国宝化推進事業 ・丸岡城の学術調査の成果を広く周知し、市民が誇りを持てる機運の醸成を図る。また、丸岡城天守や周辺部（城郭）の文化財としての価値を高めるため、丸岡城の目指すべき将来像を明確化するとともに、引き続き調査・研究に取り組む。 ■観光事務事業 ・市が参加する広域観光組織や、「丸岡城桜まつり」「三国湊カニまつり」など観光団体等が実施する事業に対して、その経費の一部を支援することにより、各観光団体との連携を強めながら、本市の振興を図る。 ■丸岡城周辺整備事業 ・令和 3 年度において策定された『丸岡城周辺整備基本計画』に基づき、文化財、観光資源としての「丸岡城」の価値をさらに高めるとともに、公共施設の集約化など城周辺の整備を行うことで、賑わい創出や新たな誘客を目指す。
第二次坂井市教育振興基本計画 （令和 3（2021）年 3 月策定） 計画期間： 令和 3（2021）年度～ 令和 12（2030）年度	■丸岡城国宝化推進事業 ・丸岡城の国宝化を推進し、事業で調査・研究した内容については講演会などを通じて公表し、市民の誇りや愛着を醸成する。 ■丸岡城の保存と活用 ・丸岡城の学術調査の成果を発信して文化財的評価の向上に努めるとともに、耐震対策の実施や保存活用計画策定を通じて丸岡城の保護と活用に取り組む。
坂井市文化財保存活用地域計画 （令和 4（2022）年 7 月策定） 計画期間： 令和 4（2022）年度～ 令和 13（2031）年度	■おたからを巡るパンフレット・ガイドマップ・周遊ルートの作成 ・まちづくり協議会などと連携し、丸岡城周辺のおたからを巡るパンフレットやルートなどを作成し、教育や観光などの様々な分野で活用する。 ■観光ボランティアガイドの育成・研修 ・観光ボランティアガイドに対して、丸岡城周辺についての新たな調査成果などについて研修を行う。 ■おたからの観光活用 ・丸岡城など観光の核となるおたからの活用や特産品の PR を行い、観光誘客の促進や地域の活性化につなげる。

上位・関連計画名 および計画期間	計画対象範囲と関わりのある施策等
坂井市歴史的風致維持向上計画 （令和 6（2024）年 3 月策定） 計画期間： 令和 6（2024）年度～ 令和 15（2033）年度	■ 丸岡城天守大規模改修 ・丸岡城天守保存活用計画に従い、天守の耐震対策を含む大規模修繕を行う。あわせて、階段等の改善を行うことで保存と公開活用を推進する。 ■ 霞ヶ城公園 城山整備事業 ・城山整備に関しては、整備の方向性や整備内容の方針となる城山整備計画を策定し、この計画に基づき発掘調査や復元展示等、城山の整備を進める。搦手口整備に関しては、発掘調査をもとに遺構の保存・活用方法を検討し、復元を進める。 ■ 丸岡城周辺回遊性向上事業 ・令和 5 年度に作成された丸岡城周辺散策マップについて、マップの情報の更新や web を活用した発信等を行う。 - また、パンフレットに加えて、より体験度が高まり、理解度が深まる伝え方を実現するため音声ガイド事業が丸岡城周辺寄附市民参画制度において採択されている。音声ガイドの内容について市民参加のもと検討を行い、作成する。
坂井市都市計画マスタープラン （令和 2（2020）年 3 月改訂）	■ 公園緑地の配置方針 ・丸岡城の足もとにある霞ヶ城公園は、隣接する一筆啓上茶屋と一体となって、観光客も憩うことができる歴史情緒豊かな公園として、適切に維持管理する。
坂井市景観づくり基本計画・坂井市景観計画 （平成 20（2008）年 9 月策定）	■ 天守閣への見通しを大切にする城下町の街なみづくり ・街なかを散策すれば、各所で天守閣が顔を覗かせ、城下町らしい絵になる景観が展開されるように、天守閣が美しく見える眺望ポイントの形成に努める。
坂井市立地適正化計画 （令和 4（2022）年 3 月策定）	特になし
第二次坂井市環境基本計画 （令和 3（2021）年 3 月策定） 計画期間： 令和 3（2021）年度～ 令和 12（2030）年度	特になし
坂井市観光ビジョン戦略基本計画 （平成 31（2018）年 3 月策定） 計画期間： 平成 31（2018）年度～ 令和 5（2023）年度	■ 丸岡城と周辺エリアの魅力向上 ・現存天守 12 の 1 つである丸岡城の歴史的価値の再認識と城下を含めた観光エリアの拡充及び整備を図り、今まで以上に魅力度を高めていく。

上位・関連計画名 および計画期間	計画対象範囲と関わりのある施策等
坂井市地域防災計画 (令和4(2022)3月 修正)	■火災予防対策 ・文化財に対する環境の整備 ■防火施設の整備強化 ・自動火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化 ・消火設備（消火器、消火栓、スプリンクラー、ドレンチャー等）の整備 ・避雷設備、防火壁、避難通路、消火活動を容易にするための進入道路等の整備 ・搬出可能物件の非常搬出先の選定 ・消防用水の確保 ・防火扉、防火帯、防火壁、防火戸等の延焼防止設備の整備 ■文化財保護対策 ・災害発生の届出 ・文化財の保護復旧
重要文化財（建造物） 丸岡城天守 保存活用計画 (令和6(2024)年10月策定) 計画期間： 令和6(2024)年度～ 令和13(2031)年度	■環境保全計画 ・丸岡城天守の周辺環境の保全を図るため、城山を保存区域と保全区域に分け、それぞれの保全方針を定めている。また、城山内にある建造物を保存建造物とその他の建造物に分け、保護の方針を定めている。そのほか、城山内にある石垣や樹木、施設に対する対策を記載している。 ■防災計画 ・丸岡城天守、来訪者等を火災や地震等の災害から守るため、城山内にある防災・防犯施設や樹木、管理用道路に対する方針を定めている。 ■活用計画 ・丸岡城天守の適切な公開及びその他の活用を進めるため、天守の外構及び周辺にあたる城山の整備や管理運営、活用の計画を記載している。
丸岡城周辺賑わいの まちづくりビジョン (平成30(2018)年3月策定) 計画期間： 平成30(2018)年度から50年間	■丸岡城本丸を活用した試みを実施する ・丸岡城本丸を活用したイベントなどを開催し、来場者の感動体験を提供する。 ■丸岡城の歴史文化が伝わり、体感してもらうツールを強化する ・丸岡城の見どころ、丸岡の歴史について観光客に伝えるため、多言語対応の音声解説ガイドやスマートフォンアプリなどのツールをつくりそろえる。これらのガイドに沿って、お天守の外観、内観の見学、内堀や外堀を散策してもらうことにより、今は残されていない城郭への想像力を促し、観光客の知的欲求に応え、滞在・周遊の質を高めていく。 ■環境整備計画の着手 ・霞ヶ城公園のエリア拡大とリノベーション、引き算の景観づくり、誘導サイン類の見直しや新設整備を実施する。 ■史跡指定や将来的なお堀などの復元に向けた調査の着手

上位・関連計画名 および計画期間	計画対象範囲と関わりのある施策等
丸岡城周辺整備基本計画 (令和3(2021)年8月策定) 計画期間: 令和4(2022)年度から50年間	・城山および霞ヶ城公園平地部の公共施設の機能を移転・統廃合・再配置する。また、天守への眺望を確保し、内堀五角形の魅力を向上させる。 ・天守への眺望を確保しながらも、春は桜、夏は緑葉、秋は紅葉、冬は雪など一年を通した変化を楽しめる霞ヶ城公園全体の植生について検討し整備していく。 ・遊歩道および園路を整備する。園路の植樹は天守への眺望に影響のない箇所です桜とし、「日本さくら名所100選」を維持していく。 ・不明門と伝わる門は現在民家に移築されているが、所有者のご理解を得た上で、短期で市が取得を目指し、歴史文化遺産としての復原展示について検討する。中期で霞ヶ城公園内等公有地への復原展示を目指す。 ・城山の樹木伐採の方針をつくり、適切な管理を行い、全方向から天守への眺望を確保する。 ・丸岡城天守および城山の防犯・防災・防火対策を強化する。 ・城山内に舗装された登城路は、耐震改修工事用道路として新設された道であるため、撤去・回収する方向で検討する。 ・丸岡城の特徴、丸岡藩の歴史、これまでの調査で明らかとなった丸岡城の歴史的価値を『丸岡観光情報センター(仮称)』で映像展示し、これまでのパネル展示から映像展示への転換を図る。